

第1回検討会での議論を踏まえた カリキュラム等の改善について

- | | | |
|--------------------|----|---|
| 1. 総単位数の見直しについて | …… | 2 |
| 2. 専任教員の要件の見直しについて | …… | 5 |
| 3. その他について | …… | 6 |

1. 総単位数の見直しについて

(1) 国民の医療へのニーズの増大と多様化、チーム医療の推進による業務の拡大など、診療放射線技師を取り巻く環境の変化に伴い、診療放射線技師の質の向上を図るために、臨床実習等の拡充、新たなカリキュラムを追加するべきではないか。

教育内容		単位数 (現行)	単位数 (案)
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14	14
専門基礎分野	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	13	13
	保健医療福祉における理工学的基礎並びに放射線の科学及び技術	18	18
専門分野	診療画像技術学	17	17
	核医学検査技術学	6	6
	放射線治療技術学	6	6
	医療画像情報学	6	6
	放射線安全管理学	4	4
	医療安全管理学	1	2
	新規 → 画像診断・技術学 ※名称は仮称	—	4
	臨床実習	10	12
うち、病院等にて実施	8	10	
合 計		95	102

(参 考) 他職種の状況

履修単位（3年課程）	
101単位	理学療法士（平成32年度より施行予定） 作業療法士
100単位	あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師 （平成30年度～）
99単位	柔道整復師（平成30年度～）
97単位	看護師
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師
94単位	はり師きゅう師（平成30年度～）
93単位	視能訓練士 言語聴覚士 臨床工学技士 義肢装具士
85単位	あん摩マッサージ指圧師（平成30年度～）

1. 総単位数の見直しについて

(2) 「画像診断・技術学（仮称）」を新設とした場合、具体的に何を学習し、ほかに適切な名称はあるか。

【第1回検討会でのご意見】

(何を学習するか)

- 正常像、典型的な救急画像は学んでおいたほうがいい。
- 放射線技師が放射線の診断学までやるにはとても時間が足りない。

(ほかに適切な名称はあるか)

- 名称としては画像診断・技術学というよりは、画像解析学、画像評価学というほうがいいのではないか。
- 画像診断・技術学とすると、診療放射線技師が画像診断できると誤解されてしまう懸念がある。

(参考)

○医師法第17条（医師でない者の医業の禁止）

医師でなければ、医業をなしてはならない。

○医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（厚生労働省医政局長通知）

「医業」とは、当該行為を行うに当たり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為（医行為）を、反復継続する意思をもって行うことであると解している。

○医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について（厚生労働省医政局長通知）

以下に掲げる業務については、現行制度の下において診療放射線技師が実施することができることから、診療放射線技師を積極的に活用することが望まれる。

- ① 画像診断における読影の補助を行うこと。
- ② 放射線検査等に関する説明・相談を行うこと。

2. 専任教員の要件について

(1) カリキュラムの追加に伴い、授業時間数が増えるため、専任教員の人数要件を以下のとおり見直してはどうか。

【診療放射線技師学校養成所指定規則第2条第4項、第5項】

(改正後イメージ)

第2条第4項

別表第一に掲げる各教育内容を教授するのに適当な教員を有し、かつ、そのうち**七六**人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに三を加えた数）以上は、診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者（以下「診療放射線技師等」という。）である専任教員であること。ただし、診療放射線技師等である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては**五四**人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに一を加えた数）、その翌年度にあつては**六五**人（一学年に二学級以上を有する学校又は養成所にあつては、一学級増すごとに二を加えた数）とすることができる。

第2条第5項

診療放射線技師等である専任教員のうち**四三**人以上は、免許を受けた後五年以上法第二条第二項に規定する業務を業として行つた診療放射線技師（以下この号において「業務経験五年以上の診療放射線技師」という。）であること。ただし、業務経験五年以上の診療放射線技師である専任教員の数は、当該学校又は養成所が設置された年度にあつては一人、その翌年度にあつては二人とすることができる。

3. その他について

(1) 現行、実習の際に人体ファントムの数が足りていないため、必要な個数を増やすべきではないか。

【診療放射線技師養成所指導ガイドライン】

(現 行)

6 施設設備に関する事項

(6) 教育上必要な機械器具、標本及び模型は、別表2を標準として整備すること。

別表2

教育上必要な機械器具、標本及び模型

機械器具（抜粋）

* 頸ファントム（甲状腺摂取率用）（1個）

* ファントム（治療線量測定用）（1個）

超音波診断トレーニング装置（ファントムを含む。）（1個）

人体ファントム（撮影用）（2個）

* QCファントム（診断、治療及び核医学）（3個） 等

備考

1 *を付けたものについては、臨床実習施設において使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。

2 ○を付けたものについては、養成所においても備えることが望ましいこと。

3 数量は、入学定員20名を標準としたものであり、入学定員が20名を上回る場合には、必要に応じて数量を増加すること。